七五〇四・〇〇	ニッケルの粉及びフレーク			
	真空管用ゲッター、アルカリ蓄電池又は溶接用フラックスの製造に使用するもの及び粉末冶金に使用するもの			
	その他のもの			
	ニッケル（合金を除く。）のもの			
七五・〇五	その他のもの			
七五・〇六	ニッケルの棒、形材及び線			
七五・〇七	ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく			
七五・〇八	ニッケル製の管及び管継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）			
	その他のニッケル製品			
第七六類	アルミニウム及びその製品			
第七八類	鉛及びその製品			
七八・〇一	鉛の塊			
七八〇一・一〇	精製鉛			
	課税価格が一キログラムにつき一八〇円以下のもの	一キログラムにつき四一円	B 7	A
	課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの	三％	B 7	A
七八〇一・九一	その他のもの		A	A
七八〇一・九九	含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの		A	A
七八〇二・〇〇	その他のもの		A	A
七八・〇四	鉛のくず		A	A
七八〇六・〇〇	鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク		A	A
	その他の鉛製品		A	A
第七九類	亜鉛及びその製品			
七九・〇一	亜鉛の塊			
七九〇一・一一	亜鉛（合金を除く。）			
	亜鉛の含有量が全重量の九九・九九％以上のもの			
	課税価格が一キログラムにつき二五〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と二五〇円との差額（その率が一キログラムにつき四円三〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B 10	A
	課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの			
七九〇一・一二	亜鉛の含有量が全重量の九九・九九％未満のもの			
	課税価格が一キログラムにつき二五〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と二五〇円との差額（その率が一キログラムにつき四円三〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B 10	A

七九〇一・二〇	課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの			
	亜鉛合金			
七九〇二・〇〇	亜鉛のくず			
七九・〇三	亜鉛のダスト、粉及びフレーク			
七九〇四・〇〇	亜鉛の棒、形材及び線			
七九〇五・〇〇	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく			
七九〇七・〇〇	その他の亜鉛製品			
第八〇類	すず及びその製品			
第八一類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品			
第八二類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品			
第八三類	各種の卑金属製品			
第八四類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品			
第八五類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品			
第八六類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）			
第八七類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品			
第八八類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品			
第八九類	船舶及び浮き構造物			
第九〇類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品			
第九一類	時計及びその部分品			
九一・〇一	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を貼った金属を使用したものに限る。）			
九一・〇二	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。）			
九一・〇三	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）			
九一〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）			
九一・〇五	その他の時計（携帯用時計を除く。）			
九一・〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）			
九一〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）			
九一・〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）			
九一・〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）			
九一・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント			
九一・一一	携帯用時計のケース及びその部分品			
九一・一二	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品			
九一・一三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品			
九一一三・一〇	貴金属製又は貴金属を貼った金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）			
九一一三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）			